



生徒心得

石川県立七尾城北高等学校
令和7年6月20日

1 行動

- (1) 本則に従って正しく行動し、お互いに敬愛・協力の心で学校生活を送る。
- (2) 常に生活時間の合理的配分に工夫をこらし、積極的に余暇を見いだして善用に努力する。
- (3) 言葉づかいに気をつけ、自己の言動に責任を持つ。
- (4) 学校生活をより豊かにし、有意義なものにするためにも、積極的に生徒会活動を行う。

2 欠席・遅刻・早退

- (1) 病気・事故等で欠席や遅刻するときは、原則保護者から学校に連絡する。
- (2) 遅刻・早退時は、教務室にある「遅刻届・早退届」に必要事項を記入して認印をもらい、教務室にいる先生や教科担任または担任に提出する。
- (3) 途中で外出する場合は、教務室で学校所定の「外出許可証」をもらって外出する。外出中は、「外出許可証」を携帯し、校内に戻ったら教務室にいる先生に連絡する。
- (4) 遅刻・早退・中抜けは欠課扱いとなる場合もある。
- (5) 無断で欠席、早退、欠課、外出はしない。
無断での早退、欠課、外出は、指導の対象となる。

3 学習

- (1) 授業開始時間を守り、始業チャイムが鳴ったら自分の席に座り、授業準備をして開始を待つ。
- (2) 授業中は、集中して取り組み、授業の妨げとなる行為をしない。
妨げとなる行為（例：他の教科書や雑誌等を読む）をした場合は、指導の対象となる。
- (3) 授業中は、スマートフォン等の通信機器、音楽機器およびゲーム機等は使用しない。
電源を切るかマナーモードにし、教室内のカゴに入れるか、カバンやロッカーにしまっておくこと。授業中に使用した場合は、指導の対象となる。

4 環境・服装・頭髪

- (1) 教室やその他において、身の回りの整理整頓に十分留意する。
校舎内外の清掃は、原則として全員で行う。
- (2) 私物・貴重品の管理を徹底する。
- (3) 服装・頭髪は自由であるが、清潔を心がける。
- (4) 入学式・卒業式等の儀式に出席する場合は、スーツ等の正装で参加する。
- (5) 校舎内では、許可を得たサンダルまたは内履きシューズを使用する。
- (6) 体育の授業では、運動に適した服装およびシューズを使用する。

5 学校生活

- (1) いじめや反社会的行為(差別、暴行、傷害、強制わいせつ、恐喝、窃盗、器物破損等、薬物乱用、暴走行為、名誉棄損、侮辱、自殺関与、児童ポルノ提供)に対しては厳しい指導をとり、警察に通報・相談することもある。
- (2) 年齢を問わず、学校の敷地内で喫煙をしない。
- (3) 年齢を問わず、学校での飲酒はもちろん、酒気を帯びて授業を受けない。
- (4) 学校の器具・施設等は大切に扱い、万一破損した場合は申し出る。事情により弁償もあ

り得る。

- (5) パチンコ店、スナック、その他法律等で禁止されている場所へは、出入りしない。
20歳未満は、アルコールを提供する場所、18歳未満は、パチンコ店等へ出入りしない。
- (6) 20歳に達している生徒でも、授業時間帯は立ち入り禁止場所への出入りを禁止する。
- (7) インターネットの利用に当たっては、マナーを守り、個人情報の取り扱いに注意すること。また、SNSやLINEなどにより他人を誹謗・中傷したり、プライバシーを侵害したりしないこと。
- (8) 許可なく学校や友達の様子をSNS等にアップすることを禁じます。そのような行為があった場合は、警察等に通報・相談し対応します。
- (9) SNS等インターネットや不審者などによる被害を受けた場合は、保護者と相談し、速やかに警察に届け出ること。また、学校にも必ず連絡すること。

6 通 学

- (1) 交通規則を守り、安全に留意する。
- (2) 登下校において、電車・バス内では生徒らしい態度をとり、一般乗客に迷惑をかけないようにすること。
- (3) 原動機付自転車・自動二輪車や自動車で通学する場合は、許可をとること。
次の書類を生徒指導課まで提出する。
未提出の場合は、通学使用を許可しない。
 - ①運転免許証のコピー(1部)
 - ②自賠責保険証または車検証のコピー(1部)
 - ③任意保険証のコピー(1部)
 - ④通学許可願い(1部)

以上の書類が整った場合に「通学許可証」を発行するので、常に携帯すること。

7 就業・アルバイト

- (1) 本校では、就業（アルバイトを含む）を認めているので、就業先（アルバイト先）が、決まつたら担任に連絡すること。
- (2) 上記5（学校生活）(5)の立ち入り禁止場所でのアルバイトは原則禁止とする。

届出・許可を要する事項

(1) 住所、下宿、保証人の新規・変更があったとき	担任に連絡
(2) 就業先（アルバイト先）	担任に連絡
(3) 就業先（アルバイト先）に変更があったとき	担任に連絡
(4) 自転車で通学する場合	「自転車通学許可願」
(5) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車で通学する場合	「上記6(3)の書類4種」
(6) 身分証明書を紛失したとき	担任に連絡し、再発行
(7) 遅刻、早退、外出のとき	「遅刻届・早退届」・「外出許可証」